

### (1) 連携協約の一部変更について

- ▶ 連携事業の実施にあたっては、連携する自治体間（連携中枢都市及び連携市町）が、その基本方針や各施策の事務処理等の役割分担等について、自治体間の連携協約を締結する必要があり、本圏域においても、平成31年1月12日付で締結している（※佐々町：令和2年3月3日付）。
- ▶ 今回の次期ビジョン策定に向けた連携事業の見直しにより、協約の一部を変更する必要がある。
- ▶ 協約の変更の手続きにおいて「議会の議決」を経る必要がある。

◎参考【地方自治法抜粋】

（連携協約）

#### 第二百五十二条の二

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。







## 2. 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

施策分野		取組内容	市町の役割	
			甲	乙
(2) 結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	連携事業の完了により削除		
	ICTインフラ整備	連携事業の廃止により削除		
	住民との交流・移住促進	圏域内外の交流の促進・圏域情報発信及びPR等による移住促進に関すること。	圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。	圏域内外との住民交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。
(3) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成	啓発機会の創出による圏域人材や団体の育成及び確保に関すること。	圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組を推進する。	圏域を担う人材や団体の育成等に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	圏域内市町村の職員等の交流	圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関すること。	圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。	圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	圏域マネジメント能力の強化	行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関すること。	圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組を推進する。	圏域行政サービスの全体的な効率化及び最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。

参 考											
佐世	平戸	松浦	西海	東彼	川棚	波佐	小値	佐々	新上	伊万	有田
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

附 則

この連携協約は、令和6年4月1日から施行する。

### (3) 原連携協約

佐世保市及び〇〇市(町)における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である西九州させば広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が中長期的に連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組を相互に連携して推進するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（費用負担）

第4条 前条に規定する取組及び役割分担に要する費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

附 則

この連携協約は、平成31年4月1日から施行する。（※佐々町は令和2年4月1日から施行）

※別表省略

### 【参考:佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約】

#### 佐世保市及び東彼杵町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

佐世保市（以下「甲」という。）及び東彼杵町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である西九州させぼ広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この連携協約は、甲及び乙が中長期的に連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

#### （基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組を相互に連携して推進するものとする。

#### （連携する取組及び役割分担）

第 3 条 甲及び乙が相互に連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

#### （費用負担）

第 4 条 前条に規定する取組及び役割分担に要する費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

#### （協議）

第 5 条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

#### （変更及び廃止）

第 6 条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

#### 附 則

この連携協約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 12 日

甲 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号

佐世保市

市長

朝長 則男



乙 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

東彼杵町

町長

渡邊 悟



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

施策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1)産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	地場産業の生産性向上、新規創業の支援等に関すること。	圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組を推進する。	圏域における地場産業の生産性向上、新規創業に向けた調整・支援等の取組について、甲と協力して取り組む。
(2)地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	多様な地域資源を活用した地場産品のPR、販路拡大及び消費拡大に関すること。	圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大を推進する。	圏域における地場産品PR、販路拡大及び消費拡大の推進について、甲と協力して取り組む。
(3)戦略的な観光施策	国内外からの観光誘客拡大による周遊観光の推進及び観光消費額の拡大に関すること。	圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大を推進する。	圏域における多様な観光商品の創出及び観光消費額の拡大の推進について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

施策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な交流拠点機能の整備推進に関すること。	圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点整備等を推進する。	甲の取組に対し協力する。
(2)高等教育・研究開発の環境整備	大学等との連携による地域貢献及び地域連携の推進に関すること。	圏域の大学等との連携による地域貢献、地域連携及び地域を担う人材育成の取組を推進する。	圏域の大学等との連携による地域貢献、地域連携及び地域を担う人材育成の取組について、甲と協力して取り組む。

### 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

施策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1) 生活機能の強化	福祉 出産、子育て環境、障害者等への支援等、福祉の充実に関する取組。	圏域の出産、子育て環境及び障害者支援環境の充実に向けた取組を推進する。	圏域の出産、子育て環境及び障害者支援環境の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	教育・文化 生涯学習施設の相互利用及び文化の振興等に関する取組。	圏域の生涯学習施設の相互利用機会の拡大及び文化振興の充実に向けた取組を推進する。	圏域の生涯学習施設の相互利用機会の拡大及び文化振興の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	地域振興 産業の振興及び就業支援、地域還元事業の創出等、地域振興に関する取組。	圏域の地域振興の充実に向けた取組を推進する。	圏域の地域振興の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	災害対策 災害発生時の相互応援体制の構築、広域避難体制の確立等、災害対策の充実に関する取組。	圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組を推進する。	圏域の大規模災害発生時における相互応援等、災害対策の充実に向けた取組について、甲と協力して取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化	環境	低炭素・循環型社会の構築等に向けた環境対策の推進に関する取組。	圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組を推進する。	圏域の環境対策及び環境行動の促進に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	ICTインフラ整備	ICTを活用した利便性の向上等、多様な分野でのICTの効果的利活用に関する取組。	圏域のICTインフラの効果的な利活用に向けた取組を推進する。	圏域のICTインフラの効果的な利活用に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
(3) 圏域マネジメント能力の強化	住民の交流・移住促進	圏域内外の交流の促進及び圏域の情報発信・PR等による移住促進に関する取組。	圏域内外の住民の交流や移住促進に向けた効果的な取組を推進する。	圏域内外の住民の交流や移住促進に向けた効果的な取組について、甲と協力して取り組む。
	職員等の交流	圏域内自治体職員間等の交流促進や研修等による公務能力の向上に関する取組。	圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組を推進する。	圏域内自治体職員等の資質向上やノウハウ取得に向けた取組について、甲と協力して取り組む。
	マネジメント能力の強化	行政サービスの効率化や最適化等、公共マネジメントの強化に関する取組。	圏域の行政サービスの全体的な効率化・最適化に向けた取組を推進する。	圏域の行政サービスの全体的な効率化・最適化に向けた取組について、甲と協力して取り組む。